

平成19年 9月21日

1.出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 上田雄一  
3番 山口裕子  
5番 大河内 智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
17番 小池一哉  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩  
2番 浦 泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八  
8番 上野淑子  
10番 吉川里已  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義  
次長兼総務係長 黒川和広  
議事係 長 松尾和久  
議事係 員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	末	次	隆	裕
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	松	尾	茂	樹
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	藤	崎	勝	行
北	方	支	大	石	隆	淳
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	田	代	裕	志
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	角			眞
選挙管理委員会事務局	長		大	宅	敬	一
監査委員事務局	長		山	下	眞	琴
農業委員会事務局	長		森	山	義	秀

議 事 日 程 第 8 号

9月21日(金)10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 第20号議案 | 武雄市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)                    |
| 日程第2  | 第21号議案 | 政治倫理の確立のための武雄市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)        |
| 日程第3  | 第22号議案 | 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)                      |
| 日程第4  | 第23号議案 | 武雄市行政財産使用料条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)                        |
| 日程第5  | 第24号議案 | 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)               |
| 日程第6  | 第25号議案 | 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)                       |
| 日程第7  | 第26号議案 | 武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)                      |
| 日程第8  | 第27号議案 | 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第9  | 第28号議案 | 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更にについて(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)  |
| 日程第10 | 第29号議案 | 平成19年度武雄市一般会計補正予算(第4回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)                        |
| 日程第11 | 第30号議案 | 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)                  |
| 日程第12 | 第31号議案 | 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算(第1回)(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)                      |
| 日程第13 | 第39号議案 | 武雄市名誉市民の選定について(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)                                |
| 日程第14 | 第40号議案 | 平成19年度武雄市一般会計補正予算(第6回)(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)                        |

日程第15	意 第 1 号	悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	請願第 1 号	『国民のための政治を求める意見書』に関する請願（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第17	意 第 2 号	国民のための政治を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第18	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第19	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第20	選挙第 2 号	佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙（選挙）
日程第21		閉会中継続調査申し出について（各委員会調査事件）（議決）

開 議 10時

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第3号及び諮問第4号を追加上程いたします。

それでは、付託しておりました各議案等の審査終了の報告が各常任委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1・第20号議案 武雄市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。それでは報告いたします。

平成19年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第20号議案 武雄市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例でございます。本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の内容について、少し御説明申し上げます。

この条例は、この事業により利益を受ける農用地利用改善団体が対象であり、補助率は2分の1だそうです。また事業は3年間ということで、補助金といたしまして、10アール当たり15千円が交付されるそうです。その利用につきましては、事務費、機械購入、倉庫建築、農地の管理費等に利用できるということでした。19年度の事業実施予定団体は中野区と繁昌

区ということでしたので、以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第20号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第20号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2．第21号議案 政治倫理の確立のための武雄市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において、本委員会に付託されました第21号議案 政治倫理の確立のための武雄市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、郵政民営化で郵便貯金法の廃止及び証券取引法の一部改正に伴い、条例を改正するもので、郵便貯金法の廃止による条文の整備と、証券取引法では「証券取引法」を「金融商品取引法」に、また「証券取引所」を「金融商品取引所」に改めるものとの説明を受け、採決の結果、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第21号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第21号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3．第22号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長  
総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第22号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案も郵政民営化に伴い、簡易生命保険法の廃止に伴い、条例を一部改正するもので、民営化後は新規加入はできないが、新会社に移行する前の旧契約は、そのまま新会社に引き継がれるとの説明を受け、質疑として、第6条の2の第4号で、登録された職員団体はどのようなものかとの質疑に、これは武雄市職員組合であるとの答弁があり、ほかに特段質疑もなく、採決の結果、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第22号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第22号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4．第23号議案 武雄市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長  
総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第23号議案 武雄市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い条例を改正するもので、慎重審査の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第23号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第23号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5．第24号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第24号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

本議案は、現行では3歳児未満の乳幼児医療の入院費の助成及び就学前の歯科医療費の助成をしておるわけですが、本年6月県議会で、交付要綱の一部が改正されたことにより、本年11月診療分から3歳児以上就学前まで入院に係る医療費の一部負担金相当額の2分の1を助成するものでございまして、その額を県が2分の1、市が2分の1を負担するものという補足説明をいただき、主な質問が1つありまして、支給の方法及び支給期日についてでございますが、この答弁といたしましては、支給の方法は、償還払いになっているということで、月末締め切りで翌月の28日に本人に支払うというような説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第24号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第24号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6．第25号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長  
福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に付託されました第25号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

本議案は、健康保険法等の改正による法律が、昨年6月、法律第83号改正というようなことで、医療給付に係る被保険者の一部負担の割合が改正され、来年の4月1日から施行されることに伴い、条例が改正されるものでございまして、これまで3割負担だった3歳から就学前までを2割負担に改正するものであり、また、70歳以上の一定所得者以下の人の負担が1割だったものを2割負担に改正するものであるという説明を受けました。

主な質問といたしましては、70歳以上の負担が1割が2割に上がった場合に、影響額はどのようになっているかという質問がございまして、答弁といたしましては、70歳以上の医療費給付等では、増額分が1人当たり平均の50,500円ぐらいになるだろうというふうなことでございます。また、退職被保険者については、1人当たり46,600円になるだろうというふうなことでございます。

また、70歳以上の高額医療につきましては、一般被保険者は5,600円の減額、また退職被保険者に対しましては、7,700円ぐらいの減額になるだろうというようなことが個人負担の分でございます。

また、国民健康保険特別会計の影響額といたしましては、70歳以上の給付の一般被保険者分でございますが、これは43,000千円の減額になる。そしてまた、退職被保険者の分に対しては、減額の50,000千円ぐらいになるだろうと。そしてまた、高額医療費に対しましては一般被保険者で5,000千円の増額、また退職被保険者に対しては8,000千円の増額ということになっているというようなことの説明を受けました。

本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第25号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員



22番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。第25号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

診療報酬の引き下げ、療養病床に入院しているほとんどが高齢者ですけれども、その入院患者に対するホテルコストの導入を理由にした負担増、また、75歳以上の後期高齢者を国保、政府管掌保険から切り離して、新たに後期高齢者の医療保険制度を確立する。相次ぐ医療改悪の中で、来年4月1日からこの条例を含めて2つのことが実施されるわけです。この医療費の改悪を通じて、いわば診療報酬の引き下げで病院の運営がなかなか成り立たない。民間の病院の倒産も相次ぎました。どこか公立病院で診療報酬をごまかしたというところも、これは犯罪ですけれども、こういうところも出てきております。自治体病院は60%以上が赤字で悩んでいる。そういう患者と、そして病院を経営する側にとっては、本当に大きな痛手になってきております。

この70歳以上の老人保健、本人1割負担を一定所得以下の人は2割にする。この改悪での影響は、さっき委員長が報告したとおりでありますけれども、健康課が提出した資料によりますと、一般被保険者1人当たりで50,500円の負担増、退職被保険者では46,600円、これは負担増として1割が2割になることによって、かなりの影響が出てくる。これは試算されております。逆に保険者側の市の特別会計で見ますと、さきの報告のとおりですけれども、一般被保険者の分で差し引き34,000千円の医療給付費の減になる。退職被保険者の分では、差し引き42,000千円の減。これは事業者側から見ますと歓迎するんでしょうけれども、しかし、武雄市民病院を抱えている本市としましては、患者の医療費抑制、ねらいは高齢者の医療費を抑制していく。そこで一方で病院経営が難しくなる、一方で患者負担増、患者に負担を押しつける。武雄市から見ますと、病院を抱えているという観点からしますと、医療費抑制で高齢者がなかなか病院に行かなくなる。そのことがまた重症化を生み出す。逆に医療費が高くなる、この悪循環があると思うんですね。このことを福祉文教常任委員会でも論議をしたところです。ですから、全国相次いでいろんな議会を通して意見書が上がってきております。また、全国の自治体病院を抱える自治体の会合でも、医療に関する抜本的な改革を強く政府に求める、そういう経営者側からの意見書も毎年相次いでおります。

そういうことを考えてみますと、これは単に武雄市民病院だけの問題ではない。国の医療制度を本当の意味での患者と病院の側に立った改革をどう進めていくのかと、こういう観点に立つことが大事じゃないか。現に特別会計での減だけに目を奪われずに、全体の医療をどう進めていくかということが大事な点だろうと。このことを指摘いたしまして、25号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。私は賛成の立場から討論したいと思います。

今回の条例改正では、国民健康保険に加入されている70歳以上の方で、老人保健の適用を受けない方については、病院等での受診の際、窓口での一部負担金が10分の1から10分の2に改正、ふえることになりました。また一方、3歳以上小学校就学前の幼児については、一部負担金が減少することになっております。これだけを見ますと、負担は少なく、サービスは高くと思うのが人情であります。しかし、現在の少子・高齢化が進む日本で、持続可能な医療制度を維持していくための国民健康保険法の一部改正に伴う条例改正だと思います。

これらを考え、私は賛成の立場で討論をしました。どうか議員各位の御賛同をお願いし、私の賛成討論を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございませんので、起立により採決をいたします。

第25号議案は、福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7．第26号議案 武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第26号議案 武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例であります。

この条例では、今まで運営してきた九州自転車競技会が、競技実施法人に改められるものであります。

本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第26号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第26号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8．第27号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第27号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議についての審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、一部事務組合を組織する地方公共団体の減少及び一部事務組合規約の変更を行うもので、本議案は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第27号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第27号議案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9．第28号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第28号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

質疑といたしましては、数が減少することによって加入の市町での均等割が上がってくるのではないかとこの質問がございました。答弁といたしましては、共通経費での負担割合は均等割が約10%、人口割45%、高齢者人口割45%となっている。均等割は加入団体が少なく

なるので、その分は増加すると考えている。19年度においては、10月1日合併でございますので、本年度は今の負担割合のままでお願いすることになりますという説明を受けたところでございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第28号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決をいたします。

第28号議案は、福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10．第29号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第29号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第4回）について、審査内容と結果について御報告いたします。

歳入歳出それぞれの各項目ごとに補足説明を受け、主な質疑といたしましては、2款1項1目14節の使用料及び賃借料の建物借上料900千円について質疑があり、家賃6カ月分と敷金4カ月分を計上しているとの答弁がなされ、また、人事交流は、まず近隣の市としたほうが経費がかからないのではとの質疑に、今回は視野を広げるために行うという答弁がなされました。

また、9款1項2目19節の負担金補助及び交付金で、消防団員退職報償金掛金2,940千円が追加計上されており、団員1人当たり2千円の増となるが、これまでこのような増はあったのかとの質疑に対し、これまではこのような増額はなかったが、全国的に団員の数が減少し、掛金の増額をしなければ運営ができないとの答弁がなされ、採決の結果、本議案は賛成

多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

総務常任委員長に対する質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第29号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第4回）でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の内容について少し説明いたします。6款1項3目・農業振興費のレモンガラス推進費として、ことし栽培した川内地区の1,000株、中野地区の1,300株の土づくり、越冬対策、乾燥茶加工の実験の経費及び普及推進、加工茶販売・保存費が含まれております。越冬対策におきましては、川内地区においてはトンネル方式を採用し、中野地区においては敷わらともみ殻で行うということでした。また、20号議案にもありましたように、担い手農地集積高度化促進事業では、中野農用地利用改善団体に対象面積の25.3ヘクタールに対し、3,795千円、繁昌農用地利用改善団体に13.8ヘクタールに2,070千円の補助金が含まれておりました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

産業経済常任委員長に対する質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第29号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第4回）についてでございますが、審査の内容と結果を御報告申し上げます。

3款1項3目・老人福祉費、19節・地域介護・福祉空間整備等事業補助金について、内容について質疑がございまして、答弁といたしましては、誠和福祉会で西川登公民館横に用地取得をされて、小規模特別養護老人ホームの開設に伴い、20,000千円を補助するものであり、また併設されている小規模多機能型居宅介護施設に15,000千円を補助するものと説明がございました。

関連質疑といたしまして、武雄市の特養のベッド数は規定数を超えていたと思うが、今回、新たに許可をされたのかという質問がございましたが、答弁といたしましては、御船荘定数

の50床を10床減らし、その10床をこちらの西川登のほうに持っていくというようなことで、増床にはならないという説明を受けたところでございます。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本定例会において、本委員会に分割付託になりました第29号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第4回）でございますが、4款1項4目・環境衛生費、8款・土木費の道路橋梁費、11款・災害復旧費でございます。4款1項1目・環境衛生費は、佐賀県西部広域環境組合負担金でございます。8款と11款は、いずれも7月2日から7月7日までの水害の災害復旧費でございます。

慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて第29号議案に対する質疑をとどめます。

第29号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第29号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第4回）に、反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、3目、4目に計上されている、1つは後期高齢者医療制度システム導入のための杵藤広域圏電算センター負担金2,020千円、2つ目に、佐賀県西部広域環境組合負担金5,189千円の計上には反対であります。

昨年12月の市議会定例会で提案され、議決を求められた佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立に関する議案に、私を含めてこの議会で4名が反対いたしました。討論もいたしました。いよいよこの制度が来年、平成20年4月1日から実施されるわけでありまして。今回提案され

ている電算センターのシステム導入に関する負担金ですけれども、事業費全体の額は34,650千円、そのうち、市の負担金が2,020千円という説明であります。広域圏構成市町の負担割合、事業全体の中身など、議会全体に知らせる必要があるのではないかと。一度決めてしまったら、事業全体の十分な説明がないまま負担金が上がってしまう。この傾向を改めるべきではないかと。このことも指摘をしておきたいというふうに思います。実施前の準備に必要な経費がこれから出てくるわけでありましてけれども、この事業の中身をぜひ報告をしていただきたい。

そしてまた、これから準備が進んでいく過程の中で問題点が明らかになってきており、全国各地の市議会でも見直し、あるいは充実を求める意見書が相次いでおります。何が問題になっているのかと。これは討論でも指摘をしておりましたけれども、1つには、後期高齢者の医療費がふえれば、2年越しに保険料の値上げにつながるという仕組み、2つにはすべて後期高齢者が年金額15千円以上の人、これは年金から介護保険料、あるいは後期高齢者医療制度の保険料、これが天引きされること。3つには、保険料の負担額であります。厚生労働省の試算によりますと、介護保険料と合わせて1人平均月10千円以上、この負担に本当に耐えられるのか、生活ができるのだろうか。武雄市内の国民年金の平均受給額は42千円です。この中から75歳以上の方は保険料が引かれる、介護保険料が引かれる。本当にますます生活困窮といいますか、病院に行けなくなる、そういう事態を生み出すことは明らかではないでしょうか。4つには、滞納者に対しては、国保と同じく短期の保険証や資格証明証が発行される。こういうペナルティーもかけられるわけでありまして。市全体で後期高齢者医療保険制度に国保の扶養者あるいは政府管掌保険での扶養者、こういう75歳以上がこの制度に加入されるわけでありましてけれども、7,900名と聞いております。そういう人たちが本当に安心して医療を受けられるかどうかは疑問であります。5つ目は、市町村の財政負担、これがふえていくのではないかと。このことも全国各地で採択されている意見書の中には見直しを求める、あるいは充実を求める意見書の中に指摘をされているところであります。

高齢者の医療費抑制につながるこの制度、すなわち金の切れ目が命の切れ目につながりかねないこの制度であり、この実施に伴う負担金の計上には反対であります。

次に、佐賀県西部広域環境組合負担金5,189千円についてであります。この事業は、ことし3月議会に提案されて賛成多数で議決されました。反対討論でも明らかにしましたけれども、1つは、大量生産、大量消費、そして大量廃棄という高度経済成長時代からの負の遺産とも言える流れ、これが今変わりつつあります。各種リサイクル法の制定や、あるいは市の総合計画の中にも言葉としてスローフード、あるいはスローライフ、この生き方が提案されているように、ごみに対する考え方も変わってきております。大きな変化が生まれてきている、そう私は考えております。2つには、生ごみの分別、堆肥化を通じて、農業のための肥料、土壌改良剤、これをつくるという運動も、これは全国各地で見られるところであります。

その根底には、ごみの出どころを制御していくといいますが、それともう1つは、焼却中心のごみ処理でいいのかという点であります。地球温暖化や環境問題が危惧されている中で、焼却主義に対する批判も今出てきております。私はこれを改めるべきではないかと考えているわけでありませう。

今回提案されている負担金5,189千円の中身ですけれども、1つは、19年、20年にまたがる事業、総合アドバイザー業務委託に10,021,200円、ごみ処理広域化関連計画等コンサルタント業務委託料、これは36,772,050円、合わせますと総額46,793,250円、これが委託料の中身であり、19年、20年にまたがって実施されていくという、その負担金が、武雄の場合5,189千円、そう説明を受けております。当初予算も入れますと、九百何十万かになると思えますけれども、これも全体の事業がなかなか詳しく見えない。こちらが資料を要求しないと、1年間の準備期間中でありませうけれども、事業計画が見えない。負担金だけが求められてくる。これも議会に予算提出の際に、必ず資料を添付すると、このことは強く要請もしておきたい。負担金の中身がなかなか見えてこないという仕組みでありますので、これはぜひ改めていただきたいということもつけ加えておきたいと思えます。

いずれにしても、焼却を中心とした大型のごみ処理施設につながる負担金の支出については反対であります。

以上のことを指摘いたしまして、第29号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第4回）に反対する意見といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

賛成の立場から討論させていただきます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合は、さきの武雄市議会において承認されたものです。その中で後期高齢者、いわゆる75歳以上の高齢者を国保、社保など保険制度から切り離し、社会全体で見ましようという制度改革です。その事務を広域でやろうというのが佐賀県後期高齢者医療広域連合だと思えます。

その中で、今回、広域連合と市町村とのデータ等のやりとりにシステム開発や修正が必要となりました。そこで武雄市が加入している杵藤電算センターへの負担金の増額が補正予算として提案されています。私は、この制度が安定した持続可能な制度としての負担金助成と思え、賛成討論をいたしました。

議員各位の御賛同を得ることをお願いして、私の賛成討論とします。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。



採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決をいたします。

第29号議案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11．第30号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長  
産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第30号議案 武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）でございます。本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の内容について御報告いたします。

これはサテライト武雄の移転に伴い、敷地の舗装工事であります。その内容については、アスファルト舗装、厚さが4センチ、それに駐車区画線、排水工事、フェンス工事等であるという説明がありました。

また、我々委員会としましても、現場を視察し、周りの環境保全のためには、やはり早急の舗装が必要という全員の意見でございました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第30号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第30号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12．第31号議案 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長  
総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第31号議案 平成19年度武雄市病院事業会

計補正予算（第1回）について御報告いたします。

本事件は、慎重審査の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第31号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第31号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13．第39号議案 武雄市名誉市民の選定について及び日程第14．第40号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第6回）を一括議題といたします。

2件の議案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第39号議案 武雄市名誉市民の選定についてと、第40号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第6回）は関連がございますので、一括して審査内容と結果について御報告をいたします。

質疑として、メダルの製作は市内の業者なのかとの質疑に対し、旧武雄市のときに、市外の業者に発注していて、その業者のところにメダルの型枠があって、新たな業者に発注をするとその型枠代がかかるということで、前の業者に発注を考えているとの答弁がなされ、本議案は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第39号議案及び第40号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。採決は区分し、最初に第39号議案について採決いたします。

第39号議案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案について採決いたします。第40号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

なお、第37号議案と第40号議案は、私の議事整理権におきまして、補正の回数、補正前予算額及び補正後の予算額を整理させていただきます。

ここで日程第15．意第1号について、議事日程の字句の訂正をさせていただきたいと思えます。意第1号の意見書の題名が「悪徳商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書」としてありますが、正しくは「悪質商法被害を」と、「悪徳」じゃなく「悪質」になっております。字句の訂正をさせていただきたいと思えます。

日程第15．意第1号 悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました意第1号 悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

意第1号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。意第1号は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第1号は原案のとおり可決されました。

日程第16．請願第1号 『国民のための政治を求める意見書』に関する請願を議題といた

します。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長  
総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

本委員会に付託されました請願第1号 『国民のための政治を求める意見書』に関する請願について御報告をいたします。

本請願は、委員全員一致で原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

請願第1号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。請願第1号は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決しました。

それでは、議事の都合上、5分程度休憩いたします。

休	憩	10時55分
再	開	11時

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど採択されました請願第1号に係る意第2号を追加上程いたします。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました意第2号を本日の日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

日程第17．意第2号 国民のための政治を求める意見書を議題といたします。

事務局に朗読させます。緒方事務局長

緒方議会事務局長

意第2号

国民のための政治を求める意見書

今日、国政と地方政治を問わず、国民の政治不信は高まるばかりです。かねてから政治倫理の確立が（「省略」と呼ぶ者あり）

〔朗読省略〕

議長（杉原豊喜君）

省略させます。

提出者の趣旨説明を求めます。8番上野議員

8番（上野淑子君）〔登壇〕

国民のための政治を求める意見書の趣旨説明をいたします。

今日、国政と地方政治を問わず、国民の政治不信は高まるばかりです。かねてから政治倫理の確立が叫ばれながら、政治家の『政治と金』にまつわる醜聞が後を絶ちません。これは民主主義にとってゆゆしきことであり、政治倫理確立が緊急課題になっていると言われております。

そのような中、現行の政治資金改正法が強行採決されましたが、改正された法律では、政治と金の問題について、国民の期待に沿うものではありません。国民の期待に沿うためには、資金管理団体だけでなく、すべての政治団体に1円からの領収書添付を義務づけるべきです。

以上の理由から、意見書を提出します。議員各位の御賛同をよろしく願います。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、所管の総務常任委員会から提出されたものでありますので、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第2号は所管の常任委員会付託を省略することに決しました。

意第2号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。意第2号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。意第1号及び意第2号は、それぞれ明記されています関係の方々に送

付いたします。その送付文案は議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第1号及び意第2号は、送付文案を起草の上、明記されております方々に送付いたします。

日程第18．諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から補足説明があればその説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

諮問第3号につきまして御説明申し上げます。

人権擁護委員として御尽力いただいております中村公茂氏の任期が本年12月31日をもって満了になります。次の任期につきましても、中村氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

中村氏の経歴は、添付いたしております略歴のとおりであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

諮問第3号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

諮問第3号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号、すなわち中村公茂氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第19．諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。（「今のは日程第19と言うたでしょう」と呼ぶ者あり）議事日程について、事務局長に説明させます。

緒方議会事務局長

請願の採択により意見書を日程追加いたしましたので、1号ずつずれることとなります。  
よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

諮問第4号につきまして御説明申し上げます。

人権擁護委員として御尽力いただきました大宅綾子氏が本年3月31日をもって退任されたことから、その後任として、蒲地弘子氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

蒲地氏の経歴は、添付いたしております略歴のとおりであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

諮問第4号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

諮問第4号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号、すなわち蒲地弘子氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第20．選挙第2号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本件は、佐賀県西部広域環境組規約第6条第1項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議会議員2名を選挙するものと、樋渡市長が副管理者に就任されておりますので、同条第2項の規定に基づき、武雄市職員の中から1名を選挙するものでございます。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこでお諮りいたします。この選挙につきましては、指名推選によりたいと思っております。こ

れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名をいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、私において指名することに決定いたしました。

それでは、議員の中から2名、職員の中から1名を指名いたします。議員からは20番松尾初秋議員、25番牟田議員を、職員からは古賀副市長を指名いたします。

ただいま指名いたしました3名の方々について、個々にお諮りいたします。

まず最初に、20番松尾初秋議員を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、20番松尾初秋議員が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで一言ごあいさつをお願いいたします。20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

ごあいさつをさせていただきます。

私のスタンスといたしましては、この組合に出て、武雄市が不利益にならないようにしっかり主張もしていこうと思っておりますし、また、相反することですけれども、融和も図っていきたいと思っております。いずれにいたしましても、武雄市議会の名に恥じないように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。（拍手）

議長（杉原豊喜君）

次に、25番牟田議員を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、25番牟田議員が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで一言ごあいさつをお願いいたします。25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

皆さんありがとうございます。言いたいことはすべて松尾議員に言っていたいただきました。すべて同じでございます。一生懸命頑張ってきます。



以上です。（拍手）

議長（杉原豊喜君）

次に、古賀副市長を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、古賀副市長が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで一言ごあいさつをお願いいたします。古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

おはようございます。職員代表という形で組合議員に推挙いただきました。武雄市の考え方を思う存分伝えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。（拍手）

議長（杉原豊喜君）

日程第21．閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から議長あて、それぞれ閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成19年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時14分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

” 副議長 牟田勝浩

” 議員 吉川里己

” 議員 前田法弘

” 議員 樋渡博徳

会議録調製者 緒方正義